

	オムロン任意継続保険	オムロン特例退職保険	配偶者や子供などが加入する健康保険 (健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など)	国民健康保険 (市区町村)
加入期間	最長2年間	75歳の誕生日の前日まで	—	特になし
加入条件	・被保険者期間が連続して2か月以上ある方	日本に住民票があり、かつ老齢厚生年金受給権者で以下の条件をすべて満たす方 ・20年以上、または40歳以降10年以上オムロン健康保険組合の被保険者であった方	年間収入130万円未満（60歳以上および障害年金受給権者の場合年間収入180万円未満）、3親等内の親族など扶養家族として加入する健康保険組合の審査を受ける	特になし * 個人単位での加入
保険料	会社が負担していた分も負担することになるため全額自己負担。 上限あり。 詳細は「任意継続保険に加入するとき」 「標準報酬・保険料表」 で確認ください。 * 65歳以上の介護保険料は市区町村からの徴収となります。 * 被扶養者の保険料徴収はありません。	前年度の現役の平均標準報酬月額を上限としてオムロン健康法保険組合が定めた額に保険料率をかけた額。 詳細は「 特例退職保険に加入するとき 」を確認ください。 * 65歳以上の介護保険料は市区町村からの徴収となります。 * 被扶養者の保険料徴収はありません。	なし	前年の収入や固定資産税の納付額などによって決まる (市区町村により異なる)
加入手続き期限	退職後20日以内にオムロン健康保険組合に申請用紙提出厳守（早めの提出には問題なし） * 特例退職保険の場合、65歳の老齢厚生年金受給権取得後3か月過ぎると加入いただけません。		加入希望の組合にご確認ください	退職後14日以内にお住いの市区町村役場で手続き
備考	被保険者および被扶養者とも、資格喪失前と同様に法定給付に独自の付加給付を上乗せした給付実施。 ・一部負担還元金、家族療養費付加金（1か月の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた額を還元） ・付加給付金（傷病手当金、出産手当金を除く）			